

業種別廃棄物処理・リサイクルガイドライン

平成 1 3 年 7 月 1 2 日

産業構造審議会 廃棄物・リサイクル小委員会

業 種	平成11年12月24日改定ガイドライン	ガイドラインの改定 注) 下線部は今回改定
1. 鉄鋼業	<p>鉄鋼業においては、その副産物のリデュース・リサイクルを推進するとともに、他産業の副産物との競合、環境規制等の動向如何によっては厳しい状況が予想されるものの、現在高水準にある鉄鋼スラグのリサイクル率（平成8年98.0%）の維持・向上を図るため、以下の～の対策を講ずる。</p> <p>鉄鋼スラグの利用拡大のための調査研究の推進 鉄鋼スラグの環境安全性、資源としての有用性を裏付けるため、鉄鋼スラグの基礎的・多面的なデータの蓄積・分析および知見の収集等を推進することにより、河川、海域での利用等の新規用途開発を図る。</p> <p>利用拡大のためのPR活動等 空港建設等大型プロジェクト等に対応して、公共工事の施主である建設省地方建設局、運輸省港湾局、地方公共団体、公社・公団に対して、鉄鋼スラグの特性と有用性のPR等に努める。 例：空港建設用の土木用材、港湾工事材料、道路用鉄鋼スラグ</p> <p>電気炉酸化スラグのJIS化の推進 電気炉酸化スラグのコンクリート用骨材としての適用研究を推進。</p> <p>さらに、産業廃棄物のリサイクルのため、再生品の市場の拡大、他産業からの材の受入れ等（廃プラスチック等）、産業間連携を推進することとする。</p> <p>以上の取組の結果、産業構造審議会で設定した（社）日本鉄鋼連盟における産業廃棄物の最終処分量の削減目標（1996年度比で2000年度に8.7%削減）を達成するべく努力する。</p>	<p>鉄鋼業においては、資源有効利用促進法の特定省資源業種に指定されたことを踏まえ、鉄鋼製造に伴う副産物のリデュース・リサイクルを計画的に推進するとともに、他産業の副産物との競合、環境規制等の動向如何によっては厳しい状況が予想されるものの、現在高水準にある鉄鋼スラグのリサイクル率（平成12年度99.1%、出所：鉄鋼スラグ協会）の維持・向上を図るため、以下の～の対策を講ずる。</p> <p>鉄鋼スラグの利用拡大のための調査研究の推進 鉄鋼スラグの環境安全性、資源としての有用性を裏付けるため、鉄鋼スラグの基礎的・多面的なデータの蓄積・分析および知見の収集等を推進することにより、河川、海域での利用等の新規用途開発を図る。</p> <p>利用拡大のためのPR活動等 空港建設等大型プロジェクト等に対応して、公共工事の施主である国土交通省地方整備局及び港湾局、地方公共団体、公社・公団に対して、鉄鋼スラグの特性と有用性のPR等に努める。 例：空港建設用の土木用材、港湾工事材料、道路用鉄鋼スラグ</p> <p>電気炉酸化スラグのJIS化の推進 電気炉酸化スラグのコンクリート用骨材としての適用研究の結果、利用可能性が確認されたことを踏まえ、今後、平成15年度のJIS制定を目指して、土木学会及び建築学会の設計施工指針作成に取り組む。</p> <p>さらに、産業廃棄物のリサイクルのため、再生品の市場の拡大、他産業からの材の受入れ等（廃プラスチック等）、産業間連携を推進することとする。 特に、廃プラスチックの受入れについては、集荷システム等の条件整備を前提として、平成22年に100万トンの受入れ目標を達成するべく、受入れ体制を整備する。</p> <p>以上の取組により、（社）日本鉄鋼連盟における産業廃棄物の最終処分量の削減目標を平成10年度比で平成22年度に50%削減と設定し、早期に達成するべく努力する。</p>

業 種	平成11年12月24日改定ガイドライン	ガイドラインの改定 注) 下線部は今回改定
2. 紙・パルプ製造業	<p>紙・パルプ製造業においては、その副産物の排出抑制・リサイクル推進のため以下の対策を講ずる。</p> <p>技術開発等により生産工程における省資源化や副産物の排出の抑制を推進する。</p> <p>排出量の大部分を占める汚泥については、今後とも古紙リサイクルの拡大に伴いその発生の増大が見込まれるものの、脱水処理に加え、焼却処理を促進することによる減量化を促進するとともに、それらによって得られるエネルギーを、蒸解工程及び抄紙工程における熱源としての利用することを推進する。</p> <p>汚泥、石炭灰、汚泥焼却灰などについてリサイクルを促進するとともに、その新規利用分野を開拓するため、業界団体において、技術的な調査研究、情報交換を推進する。</p> <p>以上のような取組により、産業構造審議会で設定した日本製紙連合会における産業廃棄物の最終処分量の削減目標（1996年度比で2000年度に46.0%削減）を達成するべく努力する。</p> <p>また、紙・パルプ製造業においては、古紙の利用の拡大を一層推進するとともに製材残材や建設発生木材由来のチップのうち製紙原料として経済的技術的に利用可能なものの利用に努める。</p>	<p>紙・パルプ製造業においては、<u>資源有効利用促進法の特定省資源業種に指定されたことを踏まえ、紙・パルプ製造に伴う副産物のリデュース・リサイクルを計画的に推進するため、以下の対策を講ずる。</u></p> <p>技術開発等により生産工程における省資源化や副産物の排出の抑制を推進する。</p> <p>排出量の大部分を占める汚泥については、今後とも古紙リサイクルの拡大に伴いその発生の増大が見込まれるものの、脱水処理に加え、焼却処理を促進することによる減量化を促進するとともに、それらによって得られるエネルギーを、蒸解工程及び抄紙工程における熱源としての利用することを推進する。</p> <p>汚泥、石炭灰、汚泥焼却灰などについてリサイクルを促進するとともに、その新規利用分野を開拓するため、業界団体において、技術的な調査研究、情報交換を推進する。</p> <p><u>以上の取組により、日本製紙連合会における産業廃棄物の最終処分量（有姿量）の削減目標を平成10年度比で平成22年度に57%削減と設定し、早期に達成するべく努力する。</u></p> <p>また、紙・パルプ製造業においては、古紙の利用の拡大を一層推進するとともに製材残材や建設発生木材由来のチップのうち製紙原料として経済的、技術的に利用可能なものの利用に努める。</p>

業 種	平成11年12月24日改定ガイドライン	ガイドラインの改定 注) 下線部は今回改定
3. 化学工業	<p>化学工業においては、副産物のリデュース・リサイクル及び有害性の廃棄物等の適正処理のために以下の対策を講ずる。</p> <p>製品工程の改善を一層進め、その副産物の発生の抑制を推進する。</p> <p>汚泥の最終処分量減量化のため、不燃性汚泥については、石膏、セメント用としての利用を、可燃性汚泥については、原料及び肥料としての利用を促進する。併せて脱水設備の改善及び設置、焼却設備の設置により、各事業者において、中間処理による減量化をさらに推進する。</p> <p>有害物質を含む廃棄物等の処理を適正化するため、各事業書において事業所内の無害化処理を徹底させるとともに、処理業者に処理を委託するにあたっては、廃棄物の性状、処理方法等の情報提供に努める。</p> <p>以上の取組の結果、産業構造審議会で設定した(社)日本化学工業協会における産業廃棄物の最終処分量の削減目標(1996年度比で2000年度に24.6%削減)を踏まえつつ、今後最終処分量について2010年までに1990年の半減を越える削減を目指して取り組む。</p>	<p>化学工業においては、<u>有機化学工業製品製造業及び無機化学工業製品製造業が資源有効利用促進法の特定省資源業種に指定されたことを踏まえ、副産物のリデュース・リサイクル及び有害性の廃棄物等の適正処理のために以下の対策を講ずる。</u></p> <p>製品工程の改善を一層進め、その副産物の発生の抑制を推進する。</p> <p>汚泥の最終処分量減量化のため、不燃性汚泥については、石膏、セメント用としての利用を、可燃性汚泥については、原料及び肥料としての利用を促進する。併せて脱水設備の改善及び設置、焼却設備の設置により、各事業者において、中間処理による減量化をさらに推進する。</p> <p>有害物質を含む廃棄物等の処理を適正化するため、各事業書において事業所内の無害化処理を徹底させるとともに、処理業者に処理を委託するにあたっては、廃棄物の性状、処理方法等の情報提供に努める。</p> <p><u>以上の取組により、(社)日本化学工業協会における産業廃棄物の最終処分量の削減目標を平成10年度比で平成22年度に5.2%と設定し、早期に達成するべく努力する。</u></p>

業 種	平成11年12月24日改定ガイドライン	ガイドラインの改定 注) 下線部は今回改定
4. 板ガラス製造業	<p>1. 板ガラス製造業においては、その副産物のリデュース・リサイクルを推進する。特に、磨き砂汚泥（微粒珪砂）のリサイクル用途を拡大するため、以下の対策を講ずる。</p> <p>ガラス原料としての再利用を推進するとともに、新規用途開拓のための調査研究活動の結果絞り込んだセメント原料、銅精錬用、窯業建材原料を主用途としたリサイクルを実施する。併せて、含水率のコントロール、脱鉄などにより原料としての高付加価値化を図る。</p> <p>既存の利用分野及び新規利用分野での利用拡大のため、企業及び業界団体において建材メーカー等ユーザーに対する広報活動に努める。</p> <p>2. 建設廃棄物として排出される廃ガラス、自動車から排出される廃ガラスなどのリサイクルを推進するため、板ガラス製造業を再生資源利用促進法の特定業種に指定することも含め、検討を行う。</p> <p>3. 以上の取組の結果、産業構造審議会で設定した板硝子協会における産業廃棄物の最終処分量の削減目標（1996年度比で2000年度に62.5%削減）を達成するべく努力する。</p>	<p>1. 板ガラス製造業においては、その副産物のリデュース・リサイクルを推進するため、特に、以下の対策を講ずる。</p> <p><u>製品の歩留まりの向上等により工程内カレットの発生抑制を推進する。</u></p> <p><u>磨き砂汚泥（微粒珪砂）のガラス原料としての再利用を推進するとともに、新規用途開拓のための調査研究活動の結果絞り込んだセメント原料、銅・亜鉛製錬用、窯業建材原料を主用途としたリサイクルを実施し、再資源化率（平成11年度：97%）の維持・向上を図る。併せて、含水率のコントロール、脱鉄などにより原料としての高付加価値化を図る。</u></p> <p><u>磨き砂汚泥（微粒珪砂）の既存の利用分野及び新規利用分野での利用拡大のため、企業及び業界団体において建材メーカー等ユーザーに対する広報活動に努める。</u></p> <p>2. 建設廃棄物として排出される廃ガラス、自動車から排出される廃ガラスなどのリサイクルを推進するため、<u>板ガラス製造業を資源有効利用促進法の特定再利用業種に位置づけることも視野に入れ、技術開発の推進及び受入基準の検討等を行う。</u></p> <p>3. <u>以上の取組により、板硝子協会における産業廃棄物の最終処分量の削減目標を平成10年度比で平成22年度に42%削減と設定し、早期に達成するべく努力する。</u></p>

業 種	平成11年12月24日改定ガイドライン	ガイドラインの改定 注) 下線部は今回改定
5. 繊維工業	<p>1. 繊維工業においては、リデュース・リサイクルを促進するため、各業界団体、各企業が自主的に以下の対策を講ずる。</p> <p>汚泥等の減量化のため、化合繊維系製造工程においては脱水・乾燥・焼却等により中間処理を強化し、リサイクルの用途拡大を促進する。また、染色整理工程においては設備の改善を引き続き行う。</p> <p>繊維くず等のリサイクルを促進するため、再生原料化及びサーマル・リサイクルを推進する。</p> <p>廃棄物処理・リサイクル等に関する技術開発を推進する。</p> <p>2. 繊維製品サプライチェーンにおける産業廃棄物の減量化 繊維製品サプライチェーンにおいて情報技術を積極的に活用することにより、生産、流通業務を効率化し中間製品、最終製品の不良在庫の削減等を図る。</p> <p>3. 産業構造審議会企画小委員会で設定した日本染色協会における産業廃棄物の最終処分量の削減目標（1996年度比で2000年度に13.4%削減）、日本毛整理協会における産業廃棄物の最終処分量の削減目標（1996年度比で2000年度に9.8%削減）、日本繊維染色連合会における産業廃棄物の最終処分量の削減目標（1996年度比で2000年度に17.2%削減）を達成するべく努力する。</p>	<p>1. 繊維工業においては、リデュース・リサイクルを促進するため、各業界団体、各企業が自主的に以下の対策を講ずる。</p> <p>汚泥等の減量化のため、化合繊維系製造工程においては脱水・乾燥・焼却等により中間処理を強化し、リサイクルの用途拡大を促進する。また、染色整理工程においては設備の改善を引き続き行う。</p> <p>繊維くず等のリデュース・リサイクルを促進するため、<u>生産条件の改善や工程管理の強化によりその発生量を削減し、発生したものは、マテリアル・ケミカル・サーマルの各リサイクルを一層推進する。</u></p> <p>廃棄物処理・リサイクル等に関する技術開発を推進する。</p> <p>2. 繊維製品サプライチェーンにおける産業廃棄物の減量化 繊維製品サプライチェーンにおいて情報技術を積極的に活用することにより、生産、流通業務を効率化し中間製品、最終製品の不良在庫の削減等を図る。</p> <p>3. <u>日本染色協会、日本毛整理協会、日本繊維染色連合会と関係する業界団体等が連携して、産業廃棄物の最終処分量の削減方策を検討するとともに、その新たな削減目標の設定について検討する。</u></p>

業 種	平成11年12月24日改定ガイドライン	ガイドラインの改定 注) 下線部は今回改定
6. 非鉄金属製造業	<p>非鉄金属製造業においては、スラグ、ダスト、金属くず等のリデュース・リサイクルを促進するため、業界内外との連携を一層強化するとともに、</p> <p>スラグについて、その基礎的特性の調査研究、コンクリート用細骨材、道路用材等の用途開発研究を行うほか、安定供給化を図るとともに、新たな利用先の開拓を推進する。</p> <p>シュレツダ - ダスト等の廃棄物から有用な非鉄金属元素を一層回収・利用する。</p> <p>以上の取組の結果、産業構造審議会で設定した日本鋳業協会における産業廃棄物の最終処分量の削減目標（1996年度比で2000年度に22.8%削減）、日本アルミニウム合金協会における産業廃棄物の最終処分量の削減目標（1996年度比で2000年度に14.2%削減）、日本伸銅協会における産業廃棄物の最終処分量の削減目標（1996年度比で2000年度に28.4%削減）、日本アルミニウム協会における産業廃棄物の最終処分量の削減目標（1996年度比で2000年度に14.9%削減）、日本電線工業会における産業廃棄物の最終処分量の削減目標（1996年度比で2000年度に17.9%削減）を達成するべく努力する。</p>	<p>非鉄金属製造業においては、<u>銅第一次製錬・精製業が資源有効利用促進法の特定省資源業種に指定されたことを踏まえ、スラグ、ダスト、金属くず等のリデュース・リサイクルを促進するため、業界内外との連携を一層強化するとともに以下の対策を講ずる。</u></p> <p>スラグについて、その基礎的特性の調査研究、コンクリート用細骨材、道路用材等の用途開発研究を行うほか、安定供給化を図るとともに、新たな利用先の開拓を推進する。<u>また、道路用・セメント用のスラグJIS化や官公庁用各土木建設用資材（港湾工事）利用について検討を実施する。</u></p> <p>シュレツダ - ダスト等の廃棄物から有用な非鉄金属元素を一層回収・利用するため、必要な研究開発を推進する。<u>また、リサイクルが行える工場を広く一般に認識してもらい、現在最終処分されている非鉄金属をよりリサイクルに誘導するため、「非鉄金属リサイクル工場（仮称）」としての認定に関するJIS化を目指す。</u></p> <p><u>その他の非鉄金属製造業についても副産物のリデュース・リサイクルへの取組を強化する。とりわけ、アルミドロスについては、生産管理の徹底によりその発生抑制に取り組むとともに、有効に再利用するための技術開発を行う。</u></p> <p>以上の取組の結果により、<u>日本鋳業協会、日本伸銅協会、日本アルミニウム協会、日本電線工業会における産業廃棄物の最終処分量の削減目標を以下のとおりと設定し、早期に達成するべく努力する。また、日本アルミニウム合金協会においては、産業廃棄物の最終処分量の新たな削減目標の設定を検討する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本鋳業協会 平成10年度比で平成22年度に41%削減 ・日本伸銅協会 平成10年度比で平成22年度に13%削減 ・日本アルミニウム協会 平成10年度比で平成22年度に14%削減 ・日本電線工業会 平成10年度比で平成22年度に25%削減

業 種	平成 1 1 年 1 2 月 2 4 日 改 定 ガ イ ド ラ イ ン	ガ イ ド ラ イ ン の 改 定 注) 下線部 〃 は今回改定
7 . 電 気 事 業	<p>電気事業においては、電力需要の増加に伴い、石炭灰を始めとする副産物の発生量が2010年度には1990年度の約2倍に増加すると見込まれている。そのような状況に鑑み、再資源化量を1990年度の約3倍に拡大し、2010年度の最終処分量を1990年度実績値に抑えるよう、以下のとおりリデュース・リサイクルを積極的に推進する。</p> <p>石炭灰については、フライアッシュのJIS規格見直し等の規格・基準の整備、利用拡大のための研究開発及びマーケティングを推進するほか、地方自治体等に対し、土地造成材としての石炭灰有効利用のための啓発活動を行う。</p> <p>脱硫石膏については、今後とも全量の有効利用を継続するよう取り組む。</p> <p>その他建設廃材や金属屑等についてもリサイクルへの取組を強化する。</p> <p>石炭灰有効利用の促進のため、社内工事などへの自社内利用に取り組む。</p> <p>以上の取組の結果、産業構造審議会で設定した電気事業連合会における主な産業廃棄物(ばいじん・燃えがら・汚泥)の最終処分量の削減目標(1996年度比で2000年度に20.5%削減)を達成するべく努力する。</p>	<p>電気事業においては、電力需要の増加に伴い、石炭灰を始めとする副産物の発生量が平成22年度には平成2年度の約2倍に増加すると見込まれている。そのような状況に鑑み、再資源化量を平成2年度の約3倍に拡大し、平成22年度の最終処分量を平成2年度実績値に抑えるよう、以下のとおりリデュース・リサイクルを積極的に推進する。</p> <p>石炭灰については、<u>燃焼効率の向上等によりその発生を抑制する取組を行うとともに、</u>フライアッシュのJIS規格見直し等の規格・基準の整備、利用拡大のための研究開発及びマーケティングを推進するほか、地方自治体等に対し、土地造成材としての石炭灰有効利用のための啓発活動を行う。</p> <p>脱硫石膏については、今後とも全量の有効利用を継続するよう取り組む。</p> <p>その他建設廃材や金属屑等についても<u>リデュース・リサイクル</u>への取組を強化する。</p> <p>石炭灰有効利用の促進のため、社内工事などへの自社内利用に取り組む。</p> <p>以上の取組により、電気事業連合会における産業廃棄物(ばいじん・燃えがら・汚泥)の最終処分率の削減目標を平成10年度比で平成22年度に16%削減と設定し、早期に達成するべく努力する。</p>

業 種	平成 1 1 年 1 2 月 2 4 日 改 定 ガ イ ド ラ イ ン	ガ イ ド ラ イ ン の 改 定 注) 下線部 〃は今回改定
8. 自動車製造業	<p>自動車製造業においては、その開発から使用過程及び使用済みとなる全ての工程で、副産物のリデュース・リサイクルを促進する。</p> <p>各製造事業者は、各製造工程における副産物の発生を抑制するとともに、部品製造段階における廃棄物の再資源化・減量化に十分配慮して製品の設計及び製造工程の工夫、不要材料・端材の工程内リサイクルの推進等を行うこととする。</p> <p>以上の取組の結果、最終処分量の削減目標として産業構造審議会の目標を上回る経団連環境自主行動計画の目標（1990年度比で2010年度に88%削減）を達成するべく努力する。</p> <p>使用過程で発生する使用済み部品及び使用済み自動車のリユース、リサイクルを促進するため、部品取り外し容易構造、リユース・リサイクルが容易な部材の採用等に努める。</p> <p>使用済みプラスチックのリサイクルを促進するため、プラスチック部品の素材等の技術開発を推進するとともに、新規利用分野に関する調査研究を行う。</p>	<p>自動車製造業においては、資源有効利用促進法の特定省資源業種に指定されたことを踏まえ、自動車製造に伴う副産物のリデュース・リサイクルを計画的に促進するとともに、使用過程及び使用済みとなる全ての工程で、副産物のリデュース・リサイクルを促進する。</p> <p><u>金属くずについては製造工程の効率化によりその発生を抑制するとともに、再資源化を徹底する。</u></p> <p><u>鋳物廃砂についてはふるい別、洗浄、焼成等により添加物や破碎された細砂を分離して再使用するとともに、コンクリート用骨材、粘性土の改良材等としての再利用を推進する。</u></p> <p><u>その他の各製造工程における副産物についても発生抑制・再資源化を推進するとともに、部品製造段階における廃棄物の再資源化・減量化に十分配慮して製品の設計及び製造工程の工夫、不要材料・端材の工程内リサイクルの推進等を行うこととする。</u></p> <p>以上の取組により、日本自動車工業会における最終処分量の削減目標を平成10年度比で平成22年度に50%以上削減と設定し、<u>早期に達成するべく努力する。</u></p> <p>使用過程で発生する使用済み部品及び使用済み自動車のリユース、リサイクルを促進するため、部品取り外し容易構造、リユース・リサイクルが容易な部材の採用等に努める。</p> <p>使用済みプラスチックのリサイクルを促進するため、プラスチック部品の素材等の技術開発を推進するとともに、新規利用分野に関する調査研究を行う。</p>

業 種	平成 1 1 年 1 2 月 2 4 日 改 定 ガ イ ド ラ イ ン	ガ イ ド ラ イ ン の 改 定 注) 下線部 〃は今回改定
9. 自動車部品製造業	<p>なお、自動車部品製造業においても、生産工程から生じる金属くず等のリデュース・リサイクルに取り組む。</p>	<p>自動車部品製造業においては、生産工程から生じる金属くず、<u>鋳物廃砂等のリデュース・リサイクルを促進する。</u></p> <p><u>金属くずについては製造工程の効率化によりその発生を抑制するとともに、再資源化を徹底する。</u></p> <p><u>鋳物廃砂についてはふるい別、洗浄、焼成等により添加物や破碎された細砂を分離して再使用するとともに、コンクリート用骨材、粘性土の改良材等としての再利用を推進する。</u></p>

業 種	平成11年12月24日改定ガイドライン	ガイドラインの改定 注) 下線部は今回改定
10. 電子・電気機器製造業	<p>廃棄物のリデュース・リサイクル及び適正処理を促進するために以下の対策を講ずる。</p> <p>原材料の選定及び使用の最適化等により廃棄物の発生を抑制する。</p> <p>リサイクルを容易にする観点から廃棄物の分別を徹底する。</p> <p>廃棄物の再資源化用途を拡大するため、セメント製造業界、鉄鋼業界等と連携を図る。</p> <p>廃プラスチック樹脂等の再資源化技術、フッ酸の回収技術、TMAH系廃アルカリ再生技術等の調査研究等を通じて、これらの再資源化を推進する。</p> <p>廃酸、廃アルカリ、廃油等の処理を適正に行うため、中間処理及び無害化処理を、極力、各企業が自社内において行うこととし、処理設備の整備に努める。 また、委託処理を含め、適正な廃棄物処理が行われるよう体制の強化に努める。</p> <p>以上の取組の結果、産業構造審議会で設定した電子・電気等5団体における産業廃棄物の最終処分量の削減目標(1996年度比で2000年度に1.9%削減)を達成するべく努力する。</p>	<p>副産物のリデュース・リサイクル及び適正処理を促進するために以下の対策を講ずる。</p> <p>原材料の選定及び使用の最適化等により副産物の発生を抑制する。とりわけ、金属くずについては加工方法の最適化により、<u>残材の最小化を推進し、廃酸、廃アルカリ、廃油については加工方法や生産設備の改善等により、その発生抑制を推進する。</u></p> <p>副産物の分別を徹底し、リサイクル容易化を推進する。</p> <p>副産物の再資源化用途を拡大するため、セメント製造業界、鉄鋼業界等と連携を図る。</p> <p>廃プラスチック樹脂等の再資源化技術、フッ酸の回収技術等の研究開発等を通じて、これらの再資源化を推進する。また、<u>TMAH系廃アルカリの再生や再資源化可能な樹脂への転換を推進する。</u></p> <p>廃酸、廃アルカリ、廃油等の処理を適正に行うため、中間処理及び無害化処理を、極力、各企業が自社内において行うこととし、処理設備の整備に努める。 また、委託処理を含め、適正な廃棄物処理が行われるよう体制の強化に努める。</p> <p>以上の取組により、<u>電子・電気等4団体における産業廃棄物の最終処分量の削減目標を平成10年度比で平成22年度に21%削減と設定し、早期に達成するべく努力する。</u></p>

業 種	平成11年12月24日改定ガイドライン	ガイドラインの改定 注) 下線部は今回改定
11. 石油精製業	<p>石油精製業は、汚泥・廃油・ダスト等のリデュース・リサイクルを促進するため、以下の対策を講ずる。 汚泥等の減量化のため、排水処理装置の管理の徹底・脱水装置の改善等により、各事業者において、中間処理による減量化の徹底を図ってきたが、これを更に維持徹底していく。</p> <p>廃油・ダスト等の再生資源化を促進するため、再利用先関連業界との連携を強化する。</p> <p>汚泥・廃油・ダスト等のリデュース・新規利用分野の拡大のため、技術的な調査研究、再利用先関連業界との情報交換を推進する。</p> <p>その他建設廃材等についてもリデュース・リサイクルへの取組を強化する。</p> <p>以上の取組の結果、産業構造審議会で設定した石油連盟における産業廃棄物の最終処分量の削減目標（1996年度比で2000年度に7.4%削減）を達成するべく努力する。</p>	<p>石油精製業は、汚泥・廃油・ダスト等のリデュース・リサイクルを促進するため、以下の対策を講ずる。 汚泥等の減量化のため、排水処理装置の管理の徹底・脱水装置の改善等により、各事業者において、中間処理による減量化の徹底を図ってきたが、これを更に維持徹底していく。</p> <p>廃油・ダスト等の再生資源化を促進するため、再利用先関連業界との連携を強化する。</p> <p>汚泥・廃油・ダスト等のリデュース・新規利用分野の拡大のため、技術的な調査研究、再利用先関連業界との情報交換を推進する。</p> <p>その他建設廃材等についてもリデュース・リサイクルへの取組を強化する。</p> <p>以上の取組により、石油連盟における産業廃棄物の最終処分量の削減目標を平成10年度比で平成22年度に38%削減と設定し、早期に達成するべく努力する。</p>

業 種	平成11年12月24日改定ガイドライン	ガイドラインの改定 注) 下線部は今回改定
12. 流通業	<p>流通業界では、メーカー及び消費者の接点となる立場を活用し、以下の点に留意し環境問題に対する取り組みを行うこととする。</p> <p>1. 容器包装に対する取り組みの強化 容器包装材の減量化推進 包装材使用の抑制、簡易包装や買い物袋の繰り返し使用及び布袋の販売等の取り組みをさらに強化する。また、買い物袋の有料化は、利便性・消費者の嗜好などを踏まえた上で、他社との競争に与える影響に配慮して推進することとする。</p> <p>環境適合包装材の導入 廃棄処理の容易な包装材、リサイクルされた包装材、リサイクルが容易な包装材、詰め替え製品などのリサイクルの可能な包装材等の選定・導入に努める。</p> <p>リサイクルへの取り組み 容器包装リサイクル法に基づいて、再商品化義務を履行するとともに、社会全体として効率的なリサイクルの構築に向け協力を努める。</p> <p>こうした取組の結果、百貨店協会においては2010年に1993年比30%の包装材の削減を目指す。</p> <p>2. 環境問題に配慮した商品の販売 環境保全、自然保護の観点から環境問題に配慮した商品を品揃えし、販売に努める。</p> <p>3. 指定一般廃棄物の処理に係る協力体制 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の3に規定する指定一般廃棄物に指定されたことを受け、市町村の適正処理を補完するための協力を努める。</p> <p>4. 事業活動に伴う廃棄物の減量化 事業活動に伴う廃棄物（食品廃棄物、容器包装等）に関しては、その減量に努める。</p> <p>5. 消費者に対するPR 簡易包装、買物袋の減量化等、流通業界における環境問題への取り組みに当たっては消費者の問題意識と具体的取組が必要不可欠であることにかんがみ、キャンペーンの実施等により消費者に</p>	<p>流通業界では、メーカー及び消費者の接点となる立場を活用し、以下の点に留意し環境問題に対する取り組みを行うこととする。</p> <p>1. 容器包装に対する取り組みの強化 容器包装材の減量化推進 包装材使用の抑制、簡易包装や買い物袋の繰り返し使用及び布袋の販売等の取り組みをさらに強化する。また、買い物袋の有料化は、利便性・消費者の嗜好などを踏まえた上で、他社との競争に与える影響に配慮して推進することとする。</p> <p>環境適合包装材の導入 廃棄処理の容易な包装材、リサイクルされた包装材、リサイクルが容易な包装材などのリサイクルの可能な包装材等の選定・導入に努める。</p> <p>リサイクルへの取り組み ・ <u>社会全体の適切な役割分担の下、効率的なリサイクルシステムの構築に向けて、資源の店頭回収等による協力を努める。</u> ・ <u>容器包装リサイクル法に基づいて再商品化義務を履行する。</u></p> <p>こうした取組の結果、日本百貨店協会においては平成22年に平成5年比30%の包装材の削減を目指す。</p> <p>2. 環境問題に配慮した商品の販売 環境保全、自然保護の観点から、<u>詰め替え製品や再生素材を使用した商品等の環境問題に配慮した商品を品揃えし、販売に努める。</u></p> <p>3. <u>家電リサイクル法の対応</u> <u>家電製品を扱う小売業者は、家電リサイクル法に基づき、使用済家電製品の引き取り及び引渡しに係る義務について適切に対応する。</u></p> <p>4. 事業活動に伴う廃棄物の減量化 事業活動に伴う廃棄物（食品廃棄物、<u>ダンボール箱等</u>）については、その減量化に努める。 <u>とりわけ、食品廃棄物については、食品リサイクル法に適切に対応し、再生利用等の実施率を平成18年度までに20%に向上させることを目指すとともに、再生利用等を促進するために不可欠な関係事業者との協力や連携の在り方について検討する。</u></p> <p>5. 消費者に対するPR 簡易包装、買物袋の減量化等、流通業界における環境問題への取り組みに当たっては消費者の問題意識と具体的取組が必要不可欠であることにかんがみ、キャンペーンの実施等により消費者に</p>

	<p>PRする。</p> <p>6．廃棄物の排出状況やリサイクルの状況についての実態を把握する（日本百貨店協会、日本フランチャイズ・チェーン協会）。</p>	<p>PRする。</p> <p>6．廃棄物の排出状況やリサイクルの状況についての実態を把握する（日本百貨店協会、日本チェーンストア協会、（社）日本フランチャイズチェーン協会）。</p>
13．リース業	<p>リース業界では、リデュース・リサイクルの促進に協力するために以下の対策を講ずる。</p> <p>1．リースアップ物件、特に、最近その必要性の高まっているパソコンの処理に関する実態を把握する。</p> <p>2．リースアップパソコンのメーカーリサイクルシステム等への協力に関する検討を行う。</p>	<p><u>リース業は、製品の機能をユーザーに提供するという循環型社会を構築していく上で期待されるビジネスモデルの形態を有している。そのため、こうしたビジネス形態の特徴を活かし、今後はより一層のリデュース・リユース・リサイクル（3R）の促進に協力するため、以下の対策等を講ずる。</u></p> <p>1．リースアップ物件、特に、最近その必要性の高まっているパソコン、<u>複写機</u>の処理に関する実態を把握する。</p> <p>2．リースアップパソコンのメーカーリサイクルシステム等へ協力するとともに、<u>リースアップ複写機のメーカーリサイクルシステム等への協力に関する検討を行う。</u></p>

業 種	平成11年12月24日改定ガイドライン	ガイドラインの改定 注) 下線部____は今回改定
14. セメント製造業	セメント製造業においては、セメント製造における原燃料として年間約2,400万トン(1998年度)もの廃棄物・副産物を受け入れているが、今後とも他業種から排出される廃棄物・副産物の受入れ等を積極的に拡大していく。	セメント製造業においては、セメント製造における原燃料として年間約2,560万トン(平成11年度)もの廃棄物・副産物を受け入れているが、平成13年7月に取りまとめた「循環型社会の構築に向けたセメント業界の役割を検討する会」の報告書を踏まえ、今後とも他業種から排出される廃棄物・副産物の受入れ等を積極的に拡大していく。 また、エコセメントの普及を促進するため、JIS化の検討を引き続き行う。 さらに、関係者との協力等条件整備により、平成22年度におけるセメント1トン当たりの廃棄物利用量の目標を400kg(平成11年度311kg)と設定し、達成するべく努力する。

業 種	平成11年12月24日改定ガイドライン	ガイドラインの改定 注) 下線部は今回改定
<p>14. 建設資材等製造業</p>	<p>建設資材等製造業においては、建設廃棄物の発生抑制、分別回収、リサイクルに資するため、各建設資材ごとに以下の対策を講ずる。</p> <p>1. 木質系建材</p> <p>(1) 繊維板・パーティクルボード 建設発生木材のリサイクルを促進するため、繊維板・パーティクルボードの製造業を再生資源利用促進法の特定業種に指定することも含め、検討を行う。</p> <p>繊維板・パーティクルボードへの建設発生木材系チップの原料混入率の向上に関する知見を得るため、調査研究等に取り組むとともに、公的建築物や民間住宅等への繊維板・パーティクルボードの利用拡大を要請していく。</p> <p>2. 窯業系建材</p> <p>(1) 石こうボード 解体系廃石こうボードのリサイクル促進に資するため、用途拡大に向けた技術開発を推進する。</p> <p>新築系廃石こうボードのリサイクル促進に資するため、石こうボードの製造業を再生資源利用促進法の特定業種に指定することも含め、検討を行う。</p> <p>(2) 窯業系サイディング 窯業系サイディングについて、長寿命製品の普及、製品の耐久性を向上させるための施工方法の普及に努める。</p> <p>業界団体等において、解体時に他材料との分離が容易な施工方法やセメント原料としてのリサイクル技術の検討を行う。</p> <p>(3) ALCパネル（軽量気泡コンクリートパネル） ALCパネルについて、長寿命製品の開発に向けた検討を行う。また、寿命延長に向けた改修・補修技術の研究を業界団体等において実施する。</p> <p>解体時において建築物からの剥離が容易な乾式工法の普及を行う。</p>	<p>品目別ガイドラインへ移動</p>

従来のモルタルを使用した湿式工法で施工された建築物からALCパネルを分別して解体する技術、異物除去技術等の研究を行う。

廃ALCパネルの軽量コンクリート骨材、セメント原料としてのリサイクル技術の確立に向けた研究開発を行う。

(4) グラスウール
グラスウールの原材料における板ガラスくず等再生資源利用率（1998年度85%）の維持向上を図る。

(5) ロックウール
ロックウールの原材料における高炉スラグ利用率（1998年度90%）の維持を図る。

(6) かわら
廃がわらの効率的な収集方法、新規リサイクル用途の開拓、リサイクル品と従来品の性能比較等に関する調査研究を実施する。

廃がわらのリサイクルに関する調査研究の結果をユーザー等を含めて広く周知広報し、リサイクル製品の普及に努める。

3. プラスチック建材

(1) 塩化ビニル製建材
塩化ビニル製建材のリサイクルを促進するため、以下の事項を実施する。

回収拠点の拡大
リサイクル用途の拡大
リサイクル技術の開発

塩ビ製管・継手
) 使用済み硬質塩ビ管・継手のリサイクルを促進するため、硬質塩ビ管製造業を再生資源利用促進法の特定業種に位置づけるよう検討を行う。

) 硬質塩ビ管について、これを再生資源利用促進法第二種指定製品に位置づけるよう検討を行う。

塩ビ製サッシ
塩ビ製サッシについて、これを再生資源利用促進法第二種指定製品に位置づけるよう検討を行う。

塩ビ製雨樋
塩ビ製雨樋について、これを再生資源利用促進法第二種指定製品に位置づけるよう検討を行う。

塩ビ製床材
) 原材料における使用済み塩ビ製品（農業用ビニルフィルム等）の使用比率向上に努める。
)
) 解体時に分離容易な簡易接着タイプ製品の普及促進を図る。
) モルタルとの分離技術の開発等を中心に、床材to床材のリサイクルの可能性について検証を行う。
) 塩ビ製である旨の材質表示の可能性について検討を行う。

塩ビ製壁紙
) 内装仕上げ材料の分別システムの構築やリサイクル技術の開発等について関係業界において検討を行う。
) 塩ビ製である旨の材質表示の可能性について検討を行う。

(2) 浴槽及び浴室ユニット
浴槽及び浴室ユニット（その範囲については要検討）について、これを再生資源利用促進法第一種指定製品に位置づけることを念頭に検討するとともに、再生資源の利用を促進するための表示方法の可能性について検討する。
浴槽及び浴室ユニットに関する団体（キッチン・バス工業会、（社）強化プラスチック協会浴槽部会、日本樹脂浴槽工業会、日本設備ユニット工業会）が上記措置に共同で対応するための枠組みを設置する。

4. その他（金属系建材等）

(1) 金属屋根
金属屋根について、長寿命製品の普及促進を図る。

解体時に分解しやすい易リサイクル製品開発の可能性について関係業界において検討を行う。

(2) アルミサッシ

易リサイクル製品の開発、製品・部品のリユースの可能性について業界団体において検討を行う。

- (3) 金属サイディング
金属サイディングについて、長寿命製品の普及促進を図る。

解体時に分解しやすい易リサイクル製品開発の可能性について関係業界において検討を行う。

- (4) 畳（建材畳床）
建材畳床のリサイクルシステム構築について、関係業界において検討を行う。

- (5) システムキッチン
システムキッチン（その範囲については要検討）について、再生資源利用促進法第一種指定製品に位置づけるよう検討するとともに、再生資源の利用を促進するための表示方法の可能性について検討する。

業 種	平成11年12月24日改定ガイドライン	ガイドラインの改定 注) 下線部は今回改定
15. ゴム製品製造業	<p>1. ゴム製品製造業において、研究開発、分別の徹底等を通じて、ゴム製品製造工場から発生するゴム廃棄物(天然ゴム、合成ゴムを含む)等について、リデュース・リサイクルを一層推進する。生産工程から発生するゴム廃棄物の削減に取り組む。</p> <p>廃タイヤ等の製品廃棄物の処理(熱回収)についても、もえがら等のリサイクルに取り組む。</p> <p>2. 以上の取組の結果、産業構造審議会で設定した日本ゴム工業会における産業廃棄物の最終処分量の削減目標(1996年度比で2000年度に33.5%削減)を踏まえつつ、今後最終処分量について2010年までに1990年のレベルを基準に55%削減を目指して取り組む。</p>	<p>1. ゴム製品製造業において、研究開発、分別の徹底等を通じて、ゴム製品製造工場から発生するゴム廃棄物(天然ゴム、合成ゴムを含む)等について、リデュース・リサイクルを一層推進する。生産工程から発生するゴム廃棄物の削減に取り組む。</p> <p>廃タイヤ等の製品廃棄物の処理(熱回収)についても、もえがら等のリサイクルに取り組む。</p> <p>2. 以上の取組により、<u>日本ゴム工業会における産業廃棄物の最終処分量の削減目標を平成10年度比で平成22年度に3.0%削減と設定し、早期に達成するべく努力する。</u></p>
16. 石炭鉱業	<p>1. 石炭鉱業において、その副産物のリデュース・リサイクルを推進するため、坑道掘削による岩石、石炭の選別過程におけるボタについては路盤改良材、セメントの混和材等としての利用を推進する。</p> <p>石炭専焼自家発電所から排出される石炭灰については、坑内採掘跡充填、セメント材等としての利用を推進する。</p> <p>2. 以上の取組の結果、産業構造審議会で設定した石炭エネルギーセンターにおける産業廃棄物の最終処分量の削減目標(1996年度比で2000年度に16.7%削減)を達成するべく努力する。</p>	<p>1. 石炭鉱業において、その副産物のリデュース・リサイクルを推進するため、坑道掘削による岩石、石炭の選別過程におけるボタについては、<u>選炭設備の改良によりその発生を抑制する取組を行うとともに</u>路盤改良材、セメントの混和材等としての利用を推進する。</p> <p>石炭専焼自家発電所から排出される石炭灰については、<u>燃焼効率の向上等によりその発生を抑制する取組を行うとともに</u>、坑内採掘跡充填、セメント材等としての利用を推進する。</p> <p>2. 以上の取組により、<u>石炭エネルギーセンターにおける産業廃棄物の最終処分量の削減目標を平成10年度比で平成22年度に36.4%削減と設定し、早期に達成するべく努力する。</u></p>

業 種	平成11年12月24日改定ガイドライン	ガイドラインの改定 注) 下線部は今回改定																
17. ガス業	<p>1. 都市ガス業界において、都市ガス製造工程から汚泥、廃油等が発生することから、以下のリデュース・リサイクルを推進する。 排水処理汚泥、廃油の減量化を、石油等を原料として都市ガスを製造する改質設備から、LNG等の気化設備を主とする都市ガス製造設備への変更により推進</p> <p>汚泥の乾燥による減量化</p> <p>金属有価物および一般廃棄物の産業廃棄物への混入防止のための分別回収の徹底、金属くずのリサイクル、廃油のサーマルリサイクル</p> <p>2. 以上の取組の結果により、最終処分量の削減目標として産構審で設定した目標を上回る自主行動計画の目標の達成に向けて努力する。 (平成11年9月実施の経団連環境自主行動計画廃棄物分野において設定した数値)</p> <table border="0"> <tr><td>1990年度</td><td>4,400 t</td></tr> <tr><td>1998年度</td><td>1,600 t</td></tr> <tr><td>2005年度</td><td>1,300 t (対1990年度比70%削減)</td></tr> <tr><td>2010年度</td><td>1,200 t (対1990年度比73%削減)</td></tr> </table>	1990年度	4,400 t	1998年度	1,600 t	2005年度	1,300 t (対1990年度比70%削減)	2010年度	1,200 t (対1990年度比73%削減)	<p>1. 都市ガス業界において、都市ガス製造工程から汚泥、廃油等が発生することから、以下のリデュース・リサイクルを推進する。 排水処理汚泥、廃油の発生量の抑制を、石油等を原料として都市ガスを製造する改質設備から、LNG(液化天然ガス)等の気化設備を主とする都市ガス製造設備へ変更することにより推進</p> <p>汚泥の乾燥による減量化</p> <p>金属有価物および一般廃棄物の産業廃棄物への混入防止のための分別回収の徹底、金属くずのリサイクル、廃油のリサイクルの推進</p> <p>2. 以上の取組により、<u>日本ガス協会における産業廃棄物の最終処分量の削減目標を平成10年度比で平成22年度に25%削減と設定し、早期に達成するべく努力する。</u> (平成11年9月実施の経団連環境自主行動計画廃棄物分野において設定した数値)</p> <table border="0"> <tr><td>平成2年度</td><td>4,400 t</td></tr> <tr><td>平成10年度</td><td>1,600 t</td></tr> <tr><td>平成17年度</td><td>1,300 t (対平成10年度比19%削減)</td></tr> <tr><td>平成22年度</td><td>1,200 t (対平成10年度比25%削減)</td></tr> </table>	平成2年度	4,400 t	平成10年度	1,600 t	平成17年度	1,300 t (対平成10年度比19%削減)	平成22年度	1,200 t (対平成10年度比25%削減)
1990年度	4,400 t																	
1998年度	1,600 t																	
2005年度	1,300 t (対1990年度比70%削減)																	
2010年度	1,200 t (対1990年度比73%削減)																	
平成2年度	4,400 t																	
平成10年度	1,600 t																	
平成17年度	1,300 t (対平成10年度比19%削減)																	
平成22年度	1,200 t (対平成10年度比25%削減)																	

業 種	平成11年12月24日改定ガイドライン	ガイドラインの改定 注) 下線部____は今回改定
18. 工場生産住宅製造業	工場生産住宅製造業においては、その特性を活かし、高耐久性等の性能を有し、循環型社会構築に配慮した快適な住宅の提供にさらに努める。また、業界団体等において住宅のライフサイクル全般にわたるリデュース・リサイクルへの取組を盛り込んだ環境に配慮した住宅生産ガイドラインを作成するとともに、定期的に見直し、内容の更なる充実を図る。	工場生産住宅製造業においては、その特性を活かし、高耐久性等の性能を有し、循環型社会構築に配慮した快適な住宅の提供にさらに努める。また、業界団体等において住宅のライフサイクル全般にわたるリデュース・リサイクルへの取組を盛り込んだ環境に配慮した住宅生産ガイドライン「 <u>エコアクション21</u> 」を定期的に見直し、内容の更なる充実を図る。 <u>また、新規住宅の生産・供給に係る廃棄物の排出量を平成22年までに50%（平成9年比）に削減することを目標とし、その達成を目指す。</u>